

2020（令和2）年11月26日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝上 達也

感染警戒期に移行したことによる本法人の対応について

皆さまにおかれましては、平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、愛媛県において11月20日より「感染縮小期」から「感染警戒期」に移行しましたので、本法人の対応について本日より次の通りといたします。皆さまにおかれましても、警戒レベルを一段階上げていただき、日常の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1. 法人が指定する地域(*1)への移動について（勤務外の活動や私事旅行も含む）

〔特別指定地域〕直近1週間の10万人あたり感染者数が15人以上の都道府県及び海外
この地域への移動については、原則禁止とする。ただし、理事長が、やむを得ないと判断した場合は許可することができる(*2)。なお、特別指定地域での会食は強く自粛を要請する。

また、帰県後10日間は、原則、大学構内への入構は禁止とし、教育職員は学外研修、事務職員は在宅勤務とする。ただし、理事長が認めた場合には、この限りではない。

〔指定地域〕直近1週間の10万人あたり感染者数が2.5人以上の都道府県

この地域への移動及び会食については、自粛を要請する。やむを得ない場合には徹底した感染防止対策を行うこと。

また、帰県後10日間は健康観察、不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止のための行動に留意すること。

*1 については別紙に示し、週単位で更新する。

*2 〔特別指定地域〕に移動する場合、あらかじめ総務部人事課にその地域への移動目的や帰県後の業務予定等について申し出ること。

※いずれの場合も県外へ移動する場合は、感染防止対策を行うこと。

2. 学内会議について

原則、「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」とする。ただし、秘匿性の高い会議や会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で対面方式による会議開催を認める。

3. 教育職員の勤務について

これまでとおり、積極的な在宅での活動（学外研修）を要請する。研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上で利用すること。

※「学外研修」の手続きについては、引き続き総務部人事課が一律して行う。

4. 事務職員の勤務について

事業継続を担保し、引き続き各事務室を2つに分散して第2事務室を設ける等、人の間隔を十分にとった上で、勤務すること。

5. 学外者及び構内での作業を要する事業者等の入構について

当面の間、入構の頻度を最低限に留めること。また、次に該当する方は、入構を控えるよう周知すること。

- ・発熱、咳、下痢など体調不良の方
- ・特別指定地域から移動されて10日間以内の方

なお、入構する場合は手指消毒、マスク着用の徹底をすること。

6. 会食について

・会食についてはその必要性を十分に精査し、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。
特に特別指定地域からの来訪者との会食は強く自粛を要請する。

7. 健康管理・健康観察について

日頃から、ご自身の体調管理・観察に留意し、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに健康支援課に連絡すること。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

以上